

悪質商法にご用心!

悪質商法って?

言葉巧みに消費者を勧誘し、高額な商品やサービスを売りつける販売方法のことをまとめています。
消費者を誘う方法も、ダイレクトメールやカタログ、チラシ、広告はもちろん、路上で声をかけたり、電話での勧誘、家や職場に訪ねてくるなどさまざま。パソコン通信やインターネットを利用した詐欺まがいの商法まであります。

みなさんは大丈夫?

「無料ですよ!」 「無料でプレゼントをくれる」
って言うから来たのに...



たとえば、催眠商法は...

「新商品の宣伝にきた」などと行って人を集め、「これが欲しい人は手をあげて」などと言いながら、食料品や雑貨などを無料、あるいは激安で配布します。得した気分させ、盛り上がったところで高額商品を売りつけて契約させます。契約当事者は、70歳以上の高齢者が多く、健康布団など、健康面の不安を利用した商品がほとんどです。

※このような訪問販売は、特定商取引法によって、8日間のクーリング・オフが適用され、契約を解除できます。

消費生活のご相談は...

◎総務課 ☎47・8000
◎福井県消費生活センター
Tel 0776-22-1102

かしこい お買い物の すすめ

ご存知ですか

マイバッグ 持参運動

マイバッグは、スーパーなどで買い物をする時、レジ袋を受け取らず、自分の袋を持参する運動です。お店によっては、ポイントを付けてくれたり、専用の台紙にスタンプを押してくれます。

私たちも推進しています

マイバッグ持参運動を広めようと、南越前町消費者団体連絡協議会(徳永洋子会長)が、町内3地区で買い物バッグを配布しました。会員は「スーパーの買い物にはこのバッグを使ってください」と呼び掛け、手渡しました。



▶南越地区消費者行政連絡会で作成した買い物バッグ

レジ袋の費用も、商品の価格の一部です。レジ袋20枚で、コップ一杯分の石油を節約できます。レジ袋の原料である石油を大切に、ゴミの減量化を図り、価格に含まれる無駄なコストを省きましょう。

